一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和3年12月分」

九州運輸局自動車交通部 自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該違反 点数
令和3年12月8日	有限会社八洲タクシー (法人番号9290802015613) 代表者山路泰弘	本社営業所		道路運送法第27条 第3項	令和3年10月28日、監査実施。3件の違反が認められた。 (1)乗務員台帳の記載事項義務違反(旅客自動車運送事 業運輸規則(以下「運輸規則」)第37条第1項)、(2)運転者 に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)、(3)特 定運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第 38条第2項)	0点	0点	0点	0点
	福岡県北九州市八幡西区上 上津役5丁目1番地14号	福岡県北九州市八幡西区上 上津役5丁目1番地14号							
令和3年12月22日	前田悦子	巧カタクシー	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	第3項、道路運送車 両法(以下「車両法」) 第48条、車両法第58	令和3年9月29日、監査実施。2件の違反が認められた。 (1)定期点検整備の実施違反(旅客自動車運送事業運輸 規則(以下「運輸規則」)第45条、道路運送車両法(以下「 車両法」)第48条)、(2)無車検運行違反(運輸規則第45 条、車両法第58条第1項)	6点	6点	6点	6点
	福岡県福岡市城南区樋井川	福岡県福岡市城南区樋井川				57M			